

# 群馬県立女子大学ハラスメント等人権侵害防止等に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 人権委員会（第6条－第9条）
- 第3章 人権相談員（第10条－第13条）
- 第4章 人権侵害調停委員会（第14条－第21条）
- 第5章 人権侵害調査委員会（第22条－第29条）
- 第6章 雑則（第30条－第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号。以下「就業規則」という）第35条及び群馬県公立大学法人非常勤職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第2号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第23条並びに群馬県立女子大学ハラスメント等人権侵害防止等のための指針に基づき、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）において、学生等及び教職員のすべてが、個人として尊重され、良好な学修・研究・職場環境を得る権利を保障することを目的として、本学における学生等及び教職員の人権が尊重されるよう、人権擁護を啓発し、人権侵害を未然に防止するとともに、人権侵害が現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消するための措置並びに人権侵害に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関する必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）人権侵害

性別、性的指向及び性自認、年齢、身分、出身地、国籍、民族の違い、障がいの有無などに基づき差別的な言動及び差別的扱い並びに相手を不快にさせる言動（ハラスメント）等、相手の人格権その他の権利を侵害する行為をいう。

#### （2）人権侵害に起因する問題

人権侵害のため教職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること及び人権侵害への対応に起因して教職員が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

#### （3）教職員

教員、事務職員、研究員、非常勤講師、有期雇用職員、非常勤有期雇用職員及び委託契約等職員をいう。

(4) 学生等

大学院生、学部生、聴講生、特別聴講生（外国人留学生）、研究生、科目等履修生、公開講座の受講生など本学で教育を受けるすべての者をいう。

(人権の保護及び人権侵害の防止)

第3条 本学は、人権の保護及び人権侵害の防止のため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 人権侵害の防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (2) 人権侵害の相談に関すること。
- (3) 人権侵害の紛争解決に関すること。
- (4) 本学における人権侵害に関する概要をまとめ、毎年度ごとに公表すること。
- (5) その他人権の保護及び人権侵害の防止に関し必要な事項。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学において人権侵害のない良好な教育並びに研究環境の維持及び確立を図るよう努めるとともに、人権侵害に起因する問題について人権委員会等の報告又は要請を受けたときは迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生等の責務)

第5条 教職員及び学生等は、人権侵害を行ってはならない。

- 2 教職員及び学生等は、この規程に従い、人権侵害の防止及び排除に協力し、次条の規定に基づき設置する人権委員会の調査等に協力しなければならない。

## 第2章 人権委員会

(設置)

第6条 本学に、人権委員会（以下、本章において「委員会」という。）を置く。

(任務)

第7条 委員会は、原則として人権侵害の申立て（別記様式）があった場合には、必要に応じて当事者及び関係者から事情を聴取し、救済、制裁、又は環境改善のための措置が必要と判断したときは、人権侵害調停委員会又は人権侵害調査委員会を設置する。

- 2 委員会は、人権侵害による被害の救済措置及び環境の改善のために取るべき措置、その他個別の事案への具体的対応策をまとめ、学長に報告するものとする。
- 3 委員会は、人権侵害の疑いのある行為が継続している場合で緊急性があると認められる場合は、深刻化を防ぐため当該行為を行う者に対し、直ちに止めるよう直接勧告することができる。
- 4 委員会は、本学における人権侵害に関する概要をまとめ、適宜、教授会に報告する。
- 5 委員会は、前4項に掲げるもののほか、第3条に掲げる事項を処理する。

(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学部長 2名
  - (2) 各学部から選出された教員 各1名
  - (3) 学生委員会委員から選出された教員 2名
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) その他学長の指名する者 若干名
- 2 委員の選出に当たっては、男女の比率が偏らないよう配慮するものとする。
  - 3 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。
  - 4 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。
  - 5 委員長は、人権相談員から人権相談に関する報告がなされた場合は、人権相談員に対し相談の継続又は関係者への聴取等必要と思われる指示を行うものとする。
  - 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
  - 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 8 第4項の会議を招集する場合において、会議の公平性・中立性を確保する観点から、当該申立て事案の当事者であるとき及び当事者との間において特別な利害関係がある者が委員であると委員長が認めるときは、当該委員は審議に加わることはできない。
  - 9 委員会は、委員（前項の場合における委員を除く。）の3分の2以上の出席により開催する。
  - 10 委員会の議事は、委員の過半数をもって決する。
  - 11 委員会が必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、その意見を述べさせることができる。
  - 12 委員長は委員会を開催した後、速やかにその内容を学長に報告するものとする。
  - 13 委員会の事務は、学生係で処理する。

(懲戒審査)

第9条 人権委員会は、その任務遂行過程において、本学に勤務する教職員に関し、就業規則第41条及び非常勤職員就業規則第37条に定める懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したと認めたときは、群馬県公立大学法人職員懲戒規程(群馬県公立大学法人規程第14号)第4条第1項に基づき、事実関係の調査結果を理事長に報告するものとする。ただし、第7条第2項の人権侵害行為及び同条第3項の人権侵害の疑いのある行為の加害者が学部生及び大学院生のときは、群馬県立女子大学学生懲戒規程第8条以降に規定する必要な手続きを直ちに開始するものとする。

### 第3章 人権相談員

(設置)

第10条 人権侵害に関する相談及び問題解決の調停の手続きに関する相談等（以下「人権相談」という。）に応じるために、人権委員会のもとに人権相談員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 相談員は、次に定める者とする。

- (1) 各学科長 4名
  - (2) 各課程長 2名
  - (3) 各学部から選出された教員（人権委員会委員を除く。） 2名
  - (4) 学生委員（人権委員会委員を除く。） 4名
  - (5) 保健師
  - (6) カウンセラー（学生からの相談に限る。）
  - (7) 事務局次長及び学生係長
- 3 相談員の所属、氏名、連絡方法は学内に公示する。
  - 4 相談員は、人権委員会の委員を兼務してはならない。
  - 5 教職員は、学生等又は教職員から人権侵害の相談を受けたときは、相談者の意向を確認のうえ、速やかに相談員に伝達する。
  - 6 人権相談等の円滑な受付のため、総合相談センターを本学保健室に設置する。総合相談センターの運営については、別に定める。

#### (相談員の任務)

- 第11条 相談員は、人権相談に係る問題の事実関係の確認及び当該人権相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において相談員は、「群馬県立女子大学ハラスメント等人権侵害に関する相談に対応するための指針」に十分留意しなければならない。
- 2 相談員は、人権相談を受けたときは、その内容、相談者の意向等について記録に残し速やかに人権委員会委員長に対してその内容を報告し、必要に応じてその対応について指示を仰がなければならない。ただし、やむを得ないと思われる事情がある場合は、事後報告でも良いものとする。
  - 3 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、保健師に連絡するものとする。
  - 4 相談員は、人権相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (外部相談員)

- 第12条 第10条第2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、本学教職員以外の学外の専門家(弁護士、カウンセラー等をいう。以下同じ。)に相談員を委嘱することができる。
- 2 前項の相談員を、外部相談員という。
  - 3 外部相談員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 外部相談員の氏名及び連絡方法を学内に公示する。
  - 5 外部相談員は、人権侵害調停委員会及び人権侵害調査委員会の委員を兼務できない。
  - 6 外部相談員の任務については、前条の規定を準用する。

#### (相談の方法)

- 第13条 相談の申し込みは、総合相談センター又は相談員(外部相談員を含む。)に直接申

し込むことを原則とする。ただし、電話、電子メール、ファックス又は手紙その他任意の手段によることを妨げない。

- 2 相談については、面談によるものとする。ただし、外部相談員の相談については、この限りでない。
- 3 相談は、原則として相談者と同性の者を含む2名で対応する。
- 4 相談者の申し立てが虚偽であると疑われる場合は、相談員(外部相談員を含む。)はその旨を人権委員会に報告しなければならない。

#### 第4章 人権侵害調停委員会

(設置)

第14条 人権委員会は、人権侵害に関する調停の申し立てがあったとき又は人権委員会が調停委員会を設けることが必要と判断したときは、その事案ごとに、人権委員会のもとに人権侵害調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 調停委員会は、被害者の権利回復を目的とした調停又は事実確認・是正措置を目的とした調整(以下「調停等」という。)を行う。

(組織)

- 第16条 調停委員会は、人権委員会から選出された3名の委員をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、人権委員会が必要と認めたときは、人権委員会委員以外の教職員や学外の専門家を委員とすることができる。
  - 3 調停委員の選出に当たっては、男女の構成比に配慮するものとする。

(調停の手続き)

第17条 調停等は、次の手続きに従って行う。

- (1) 調停委員会は、調停等の申出に応じて直ちに調停等の日時及び場所を決め、当事者に通知する。
  - (2) 当事者は、調停等に際して付添人(学外者も可)を1人同席させることができる。
- 2 調停委員会は、必要と認める場合には、調停等実施前及び調停等実施中の措置として、被申立人その他関係者に対して、調停等の内容の実現を不能にし、又は、著しく困難にする恐れのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調停委員の遵守事項)

第18条 調停委員は、調停等を進めるにあたって、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者が人権侵害についての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、何らかの解決策を当事者に押し付けるようなことをしてはならない。
- (2) 申立人の抑圧や被害のもみ消しになるような言動を行ってはならない。

- (3) セクシュアル・ハラスメントに係る調停等手続きの過程において、被申立人から同意があった旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。
- (4) 当事者及び関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう留意しなければならない。

(調停等打ち切りの申し入れ及び調停委員の交代)

第19条 当事者は、いつでも調停等の打ち切りを申し入れることができる。

- 2 当事者は、調停委員が前条各号のいずれかに違反する行為があった場合には、人権委員会に対して当該委員の交代を申し入れることができる。
- 3 人権委員会は、前項の委員の交代の申し入れがあったときは、速やかに委員を交代させなければならない。

(調停等の終了)

第20条 調停等は、次の各号の一に該当する場合に終了する。

- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面で確認されたとき。
  - (2) 当事者が、前条第1項に規定する調停等の打ち切りを申し入れたとき。
  - (3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間の合意が成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 調停委員会は、前項第2号及び第3号の場合において、当事者に調停等に代わる手続きを説明しなければならない。
  - 3 調停等が終了した場合には、調停委員会は直ちに人権委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(法人としての措置)

第21条 当事者間で調停等の合意の成立に際して、法人として取るべき措置が必要な場合には、調停委員会は、人権委員会の審議を経て、学長及び理事長の裁可の上、合意文書に記載する。

## 第5章 人権侵害調査委員会

(設置)

第22条 人権委員会は、人権侵害に関する申し立てがあったとき、又は人権委員会が救済若しくは環境改善のための措置等が必要と判断したときは、人権委員会のもとに、人権侵害調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(任務)

第23条 調査委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取し、人権侵害の事実関係を2月以内に明らかにすることとする。ただし、2月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(組織)

第24条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。ただし、原則として「加害者」とされる者の所属する部局(学科、課程又は専攻)以外の部局の者から選出するものとする。

- (1) 学長が指名した教員 若干名
  - (2) 人権委員会委員長が指名した事務職員 若干名
  - (3) 人権委員会委員長が特に必要と認めた場合は、学長の許可を受け、学外の専門家を含めることができる。
- 2 前項の委員の選出に当たっては、男女の構成比に配慮するものとする。
  - 3 第1項の委員には、当該事案に関係する相談員(外部相談員を含む。)を兼任させてはならない。
  - 4 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了したときまでとする。
  - 5 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼任させることができる。
  - 6 調査委員会に委員長を置き、人権委員会委員長が指名する。

(議長及び議事)

第25条 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

- 2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(調査委員会委員以外の者の出席)

第26条 調査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、その意見を述べさせることができる。

(調査委員の遵守事項)

第27条 調査委員の遵守すべき事項は、第18条第1項第2号から第4号の規定を準用する。

(調査打ち切りの申入れ及び委員の交代)

第28条 調査打ち切りの申入れ及び委員の交代は、第19条の規定を準用する。ただし、同条第1項に規定する「当事者」は「申立人」と読み替えて準用する。

(調査の終了)

第29条 調査は、次の各号の一に該当する場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が終了したとき。
  - (2) 申立人が、前条に規定する調査の打ち切りを申し入れたとき。
  - (3) 2月以内に調査が終了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがないときには、調査委員会の議を経て、調査を終了させることができる。
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は直ちに人権委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

## 第6章 雑則

### (秘密の保持)

第30条 人権委員会委員、相談員(外部相談員を含む。)、調停委員会委員及び調査委員会委員は、事案の対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (不利益取扱の禁止)

第31条 教職員及び学生等は、人権侵害の相談、調停の申し立て又は調査の申し立てを行ったことをもって何らの不利益な取扱いを受けない。

### (関係者に対する規程の準用)

第32条 第13条の規定は、教職員又は学生等による人権侵害にかかる関係者からの相談等に準用する。

### (委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### (改廃)

第34条 この規程の改廃は、人権委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。